在留邦人の皆様

外務省は、毎年、海外にお住まいの在留邦人数を調査しています。

調査の対象となった方には、9月1日以降、以下の内容のメールが配信されますので、あらかじめお知らせします。

メール件名： 【外務省からのお知らせ】在留状況を確認しています。

送　信　元： ezairyu@ezairyu.mofa.go.jp

配　信　日： 日本時間 9月 1日及び22日

対　象　者： 1）在留届の滞在目的が「長期滞在」で、在留届に登録されている全員又は一部の方の滞在期間が超過している方

　　　　　 　2）滞在期間が未登録の方

メールを受信された方は、メール記載の方法にて、滞在期間の延長、帰国・転出の手続きをお願いします。

■在留状況確認メール本文（ORR届出者用）

件名：【外務省からのお知らせ】在留状況を確認しています。

本文：

在留邦人の皆様

本メールは、在留届に登録された滞在期間が超過している方及び滞在期間が未登録の方にお送り

しています。お手数ですが、下記のURL からオンライン在留届にログインいただき、変更届又は

帰国・転出届の提出をお願いします。

【オンライン在留届（ORR ネット）：ログイン画面URL】

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login

・変更届：在留届を提出した在外公館の管轄区域に引き続き滞在していて、滞在期間の変更、追記等が必要な方

・帰国・転出届：日本に本帰国した方（一時帰国中の方を除く。）、在留届を提出した在外公館の管轄区域から転出した方（同居家族の方のみが帰国・転出した場合を含む。）

変更届、帰国・転出届の提出がなされない場合、3 週間後に再度同一の内容のメールが送信されます。その後は、管轄の在外公館から日本国内の連絡先や在留地の緊急連絡先等に連絡を取り、なお在留の事実が確認できない場合には、管轄区域から転出したものとして扱わせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。なお、同居家族の方の滞在期間が過ぎている又は未記入であるために、本メールが継続して届く例が少なくありません。必ず同居家族の方全員の滞在期間をご確認願います。

（本メール及びオンライン在留届（ORR ネット）についてのお問い合わせ）

□□□■外務省領事局

□□■オンライン在留届（ORR ネット）

□■WEB サイト <https://www.ezairyu.mofa.go.jp>

■ご照会は「お問い合わせフォーム」よりお願いします。

<https://www.enq.ezairyu.mofa.go.jp/m/rrnet_contact>

（在留届についてのお問い合わせ）

在アゼルバイジャン日本国大使館

WEB サイト <https://www.az.emb-japan.go.jp/>

電話番号 (＋994 12)490 78 18/19（受付時間：開館日9:00~17:45）

■在留状況確認メール本文（書面届出者用）

件名：【外務省からのお知らせ】在留状況を確認しています。

本文：

在留邦人の皆様

本メールは、在留届に登録された滞在期間が超過している方及び滞在期間が未登録の方にお送りしています。お手数ですが、下記の要領で変更届又は帰国・転出届の提出をお願いします。

1．在留届を提出した在外公館の管轄区域に引き続き滞在していて、滞在期間の変更、追記等が必

要な方、同居家族のみが帰国・転出した方：

以下の（1）又は（2）のいずれかの方法により変更等を行ってください。

（1）オンライン在留届（ORR ネット）による届出

新たにオンライン在留届を提出することにより、今後、変更等をオンラインで行うことができます。

【オンライン在留届（ORR ネット）：「在留届の提出」画面URL】

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/agree.html

※従来の在留届の受付日等を反映させたい方は、オンライン在留届の提出後、提出先の在外公館にその旨連絡をお願いします。

（2）書面による届出

在留届を提出した在外公館の領事窓口に変更届を提出してください。

2．日本に本帰国した方（一時帰国中の方を除く。）、在留届を提出した在外公館の管轄区域から転出した方：下記のURL から帰国・転出の手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/overstayer/mail/conf>

※本メール送信時から3 週間経過すると、セキュリティ保持のためURL が無効になります。

手続きの手順は以下のとおりです。

（1）本人確認

上記のURL にアクセスすると、メールアドレス確認の画面が開きますので、本メールを受信したメールアドレスを入力し、確認ボタンをクリックしてください。

（2）帰国・転出届の提出

「帰国・転出届登録フォームのお知らせ」のメールが送信されますので、メールに記載されたURL3にアクセスし、帰国・転出届を提出してください。

変更届、帰国・転出届の提出がなされない場合、3 週間後に再度同一の内容のメールが送信されます。その後は、管轄の在外公館から日本国内の連絡先や在留地の緊急連絡先等に連絡を取り、なお在留の事実が確認できない場合には、管轄区域から転出したものとして扱わせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

なお、同居家族の方の滞在期間が過ぎている又は未記入であるために、本メールが継続して届く例が少なくありません。必ず同居家族の方全員の滞在期間をご確認願います。

（本メール及びオンライン在留届（ORR ネット）についてのお問い合わせ）

□□□■外務省領事局

□□■オンライン在留届（ORR ネット）

□■WEB サイト <https://www.ezairyu.mofa.go.jp>

■ご照会は「お問い合わせフォーム」よりお願いします。

<https://www.enq.ezairyu.mofa.go.jp/m/rrnet_contact>

（在留届についてのお問い合わせ）

在アゼルバイジャン日本国大使館

WEB サイト [https://www.az.emb-japan.go.jp/](http://invalid.uri)

電話番号 (+994 12)490 78 18/19